

渡名喜村観光案内所における 飲食店運営事業者募集要項



令和2年7月
渡名喜村経済課

村では、渡名喜村観光案内所の魅力向上、地域産業の振興と地域交流の推進による活性化を図るため、渡名喜村観光案内所内に飲食店を設置することとしました。

つきましては、村が掲示する諸条件に従い、良好で品質が高く、安定的かつ持続的な飲食店経営ができる事業者を募集します。

1 渡名喜村観光案内所の概要

- (1) 施設名 渡名喜村観光案内所
- (2) 所在地 渡名喜村 1917 番地の 3
- (3) 休館日 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
- (4) 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 7 時まで
- (5) その他 飲食店部分の概要等については、別添資料 1「渡名喜村観光案内所における飲食店運営事業に係る条件等」をご確認ください。

2 業務内容

飲食店営業

3 応募資格

次の条件をすべて満たす法人または個人とします。

(1) 許認可等の取得状況

飲食店を営むにあたり、食品衛生法等の関係法令に基づく許認可（届出含む）が必要な場合は、申込書提出の時点でそれらを保有している者又は許可を得ることが確実な者

(2) 欠格事由に該当しないこと。

- ① 過去 3 年間の飲食店営業において法令に違反し、又は罰則を受けたことがないこと。
- ② 暴力団関係組織又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織でないこと。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続きの申立てをしている者、若しくは民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者ではないこと。
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けていないこと。
- ⑥ 村税等（上下水道料金、国民健康保険税を含む）の滞納がないこと。

(3) 当該施設を活用した事業への協力

渡名喜村及び渡名喜村観光協会が実施する当該施設を活用した事業へ積極的に参加・協力できること。

4 提出書類

別添資料 1「渡名喜村観光案内所における飲食店運営事業に係る条件等」を確認いただき、次に従って書類を提出してください。

(1) 提出書類（原則としてA4版としてください）

① 出店申込表明書（様式第2号）

② 事業計画書（様式第3号）

③ 申込者の業務（会社）概要（様式第4号）

④ 添付書類

ア 商業登記簿謄本（個人の場合は住民票）

イ 定款、その他これに準じるもの（法人の場合のみ）

ウ 決算書等（法人にあっては、貸借対照表、損益計算書などの経営実績が分かるもの直近3事業年度分、個人にあっては、所得税確定申告書の写し直近3年度分（所得税青色申告決算書の写しを含む。）

エ 食品衛生責任者となることができる有資格者（現場責任者）を配置することができる資格証の写し

オ 納税証明書（村税等）

(2) 提出方法及び期限

提出方法：持参又は郵便書留

期 限：ア 出店申込表明書（様式第2号）は令和2年7月27日（月）17時まで

イ その他の提出書類は、令和2年8月7日（金）17時まで

(3) 提出先

〒901-3692 渡名喜村1917番地の3

渡名喜村役場経済課観光係

5 質疑応答

質問については、飲食店に関する質問書（様式第1号）により提出してください。

(1) 提出方法 持参、郵送、FAXまたはe-mail (keizai@vill.tonaki.lg.jp)

※電話による問い合わせは応じませんのでご了承ください。

(2) 提出先 渡名喜村役場経済課観光係

〒901-3692 渡名喜村1917番地の3

FAX 098-989-2197

(3) 質問受付期間 令和2年7月27日（月）17時まで

(4) 回答 質問書（様式第1号）の回答については、質問者名を伏せたうえで出店申込表明書（様式第2号）記載のメールアドレス、若しくはFAXまたは郵送にて申込者全員に回答します。

6 現地確認

現地確認については、要望に応じて、日程調整のうえ対応します。

ただし、渡名喜村観光案内所の休館日を除きます。

7 その他の留意事項

- (1) 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合には、提出書類を無効にします。
- (2) 提出後の修正又は変更はできません。
- (3) 提出した書類の返却は致しません。
- (4) 書類の作成、提出に係る一切の負担は出店申し込み者の負担とします。
- (5) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。

8 事業者の選考方法

渡名喜村による飲食店運営選考委員会を開催し、書類審査及び面接審査によって、営業方針や営業実績等を総合的に審査し、出店者を決定します。

(1) 評価基準

別添資料2「飲食店事業運営に関する出店計画評価採点基準」

(2) 出店者の選考

書類審査及び面接審査を総合的に評価し、出店者を決定します。

結果については、出店申し込み者全員に書面により通知します。

(3) その他

出店者決定までの間に、出店申し込み者が選考委員会の委員に接触を求め、PR書類等を提出すること等により、自らを有利に又は他者を不利にするよう働きかけること、第三者をしてこれを行わせることを禁じます。

9 選考後の手続き

- (1) 決定者は村と速やかに協議を開始します。
- (2) 次に該当した場合は決定を取り消すことがあります。
 - ① 申請書類等に虚偽の記載があった場合や、選考手続きにおいて不正な行為があったと村が認めた場合。
 - ② 申請資格を満たしていないことが判明した場合。
 - ③ 業務遂行が不可能と判断される事実が判明した場合。
 - ④ 社会的信用を著しく損なう行為等により、決定者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと村が認めた場合。

10 スケジュール

日程	内容
令和2年7月13日(月)	募集の開始
令和2年7月27日(月)	出店申込表明書の期限 質問書の期限
令和2年7月29日(水)	質問への回答期限
令和2年8月7日(金)	提出書類の期限 17時
令和2年8月11日(月)～14日(金)	選考委員会の開催、選考結果の通知

1 1 別添資料

資料 1 渡名喜村観光案内所における飲食店運営事業者募集に係る条件等

資料 2 飲食店事業運営に関する出店計画評価採点基準

資料 3 渡名喜村観光案内所 2 階平面図